指名停止等の運用状況一覧表

（期間 ： 令和7年4月～）

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社NIPPO	東京都中央区京橋１－１９－１１	令和7年4月11日から令和7年7月18日まで（10週間＋1ヶ月） 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、系列プラントが契約図書の指定と異なるアスファルト合材の出荷及び事実と異なる出荷伝票を明示していたことについて、管理指標実績等に基づく報告を受けていたにもかかわらず品質管理義務を果たさなかった。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽１－７－２７	令和7年4月11日から令和7年7月10日まで（3ヶ月） 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことなどが発覚した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

3	首都圏ビルサービス協同組合	東京都港区赤坂1丁目1番16号	令和7年4月18日から令和7年7月17日まで（3ヶ月） 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 首都圏ビルサービス協同組合は、当局発注の「令和7年度　那覇空港警備業務請負」において、令和7年3月24日開札の結果、落札予定者とされていたが、予定していた警備員の確保ができないとして、令和7年3月28日に契約辞退届を提出した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
4	日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町１－１２－３０	令和7年4月25日から令和7年6月5日まで（6週間） 大阪航空局管内	建設業法違反行為 日新興業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分（営業停止10日間）を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

5	株式会社佐電工	佐賀県佐賀市天神１－４－３	令和7年4月30日から令和7年6月29日まで（2ヶ月） 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月１８日、佐賀県警察に逮捕された。また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。